

資料6	専門家会合（第2回）
	平成26年8月4日

夏目構成員 提出資料

言語機能障害の基準（案）

言語機能障害をより客観的に判断すると共に失語症の評価を行う為、以下の私案を提案致します。

1. 診断書の裏面を利用して評価 2 項目を追加する（内容別紙）
2. 1998 年より言語聴覚士の国家資格が認められましたが 5 年間は経過期間であり、実際に前回改定時には言語聴覚士が医療現場において十分に機能していませんでした。

現在はほとんどの言語機能障害を判定する医療現場では言語聴覚士が配置されているので、発話明瞭度、発語明瞭度等の判定は可能であり、これを導入して判定においては客観性を持たせるための数値化等を行う。

言語機能障害判定

会話明瞭度

- 1 よくわかる
- 2 時々わからない語がある
- 3 聞き手が話題を知っていればわかる
- 4 時々わかる語がある
- 5 全く了解不能

発語明瞭度 %

※歯牙以外の実質欠損がある場合

補綴物装着前

※歯牙のみの欠損の場合

補綴物装着時

裏面使用

障害されている音

母音

カ行音 ガ行音 サ行音 ザ行音 タ行音 ダ行音 ナ行音

ハ行音 バ行音 パ行音 マ行音 ヤ行音 ラ行音 シャ行音

チャ行音 ジャ行音 リヤ行音 ワ ツ ズ

言語機能評価項目(案)について

○会話明瞭度

標準ディサースリア検査の下位項目にある会話明瞭度検査の基準をもとに提案。本検査は 10 段階評価ではあるが、5 段階として簡単に行われるようにする。

○発語明瞭度

降矢は発語明瞭度検査の結果から言語障害全般に対する程度分類を以下としている。

- 1) 軽度言語障害：71～96%
- 2) 中等度言語障害：36～70%
- 3) 高度言語障害：0～35%

参考文献

降矢宜成:言語障害の語音明瞭度(語明度)に関する研究,日耳鼻,61:1923-1948,1958.

顎顔面補綴物の使用の場合

歯牙以外の口腔内の実質の欠損がある場合 → 補綴物非装着時

歯牙欠損のみの場合 → 補綴物装着時

における判定が望ましい。

裏面項目(案)について

障害されている音の詳細の記載。

AMSD

Assessment of Motor Speech for Dysarthria

標準

ディサースリア検査

記録用紙

●著者 西尾正輝 ●発行所 インテルナ出版 〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル Tel: 03-3944-2591 ●本検査記録用紙の内容を無断で転載または複写すると著作権法ならびに出版権法にふれますのでご注意ください。

施行 _____ 年 _____ 月 _____ 日

被験者氏名 _____ 男・女

生年月日 M・T・S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日生 () 歳

発症 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医学的診断名 _____

音声言語病理学的診断名 _____

ディサースリアのタイプ 弛緩性・痙性・失調性・運動低下性・運動過多性・UUMN・混合性

検者名 _____

II. 発話の検査

1. 発話明瞭度

(該当する明瞭度の段階に○をつける)

- 1 よくわかる
- 1.5 1と2の間
- 2 時々わからない語がある
- 2.5 2と3の間
- 3 聞き手が話題を知っていればわかる
- 3.5 3と4の間
- 4 時々わかる語がある
- 4.5 4と5の間
- 5 全く了解不能

2. 発話の自然度

(該当する自然度の段階に○をつける)

- 1 全く自然である (不自然な要素がない)
- 2 やや不自然な要素がある
- 3 明らかに不自然である
- 4 顕著に不自然である
- 5 全く不自然である (自然な要素がない)

失語障害重症度認定

【試案 1】

- Boston Diagnostic Aphasia Examination (BDAE)の重症度評価尺度を簡素化した評価尺度

<障害 2 級相当>

1. 実用性のある話し言葉も、理解できる言葉もない。
2. 全てのコミュニケーションは断片的な発語のみで行われ、聞き手がたえず憶測する必要があり、情報交換は極めて限定的である。

<障害 3 級相当>

3. 患者は、意思を伝達することにしばしば失敗するが、身辺的で簡単な事柄に関しては、聞き手の援助があれば、辛うじて会話が成立する。

【試案 2】

- Boston Diagnostic Aphasia Examination (BDAE)の重症度評価尺度をもとに、新たに文字言語機能の評価を加えた評価尺度

<障害 2 級相当>

1. 実用性のある話し言葉も、理解できる言葉もない。
2. 全てのコミュニケーションは断片的な発語のみで行われ、聞き手がたえず憶測する必要があり、情報の交換は極めて限定的である。
3. 実用となる読み書きの能力はない。

<障害 3 級相当>

4. 患者は、意思を伝達することにしばしば失敗するが、身辺的で簡単な事柄に関しては、聞き手の援助があれば、辛うじて会話が成立する。
5. 自分の名前や、ごく限られた単語の読み書きが可能である。